フェニックス銘柄に関する規則 (平13. 1.17)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第67条の18第4号に規定する取扱有価証券 に関して規定し、これを「フェニックス銘柄」と呼称することとするとともに、フェニックス銘柄の店頭取 引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 店頭有価証券

「店頭有価証券に関する規則」(以下「店頭有価証券規則」という。)第2条第1号に規定する店頭有価証券をいう。

2 店頭取引

店頭有価証券規則第2条第2号に規定する店頭取引をいう。

3 店頭取扱有価証券

店頭有価証券規則第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券をいう。

4 会社内容説明書

店頭有価証券規則第5条の要件を満たした、取扱会員及び準取扱会員(以下「取扱会員等」という。)並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務(定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者がフェニックス銘柄の投資勧誘を行う際の説明資料をいう。

5 フェニックス銘柄

店頭取扱有価証券(店頭有価証券規則第2条第4号ロ又は二に該当する発行会社が発行するものに限る。)のうち、金融商品取引所に上場していた当時から保有する者に対し流通の機会を提供する必要があると取扱会員となろうとする会員において判断されたものであり、協会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。

6 取扱会員

店頭取扱有価証券をフェニックス銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券をフェニックス銘柄として指定した後において、当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者とともに当該フェニックス銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。

7 準取扱会員

当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者とともにフェニックス銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。

8 指定振替機関

社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第2条第2項に規定する振替機関であって 本協会が別に定める者をいう。

9 反社会的勢力

定款の施行に関する規則第15条に規定する反社会的勢力をいう。

第3条削除

第 2 章 指 定

第4条削除

(代表取扱会員)

- 第 5 条 一のフェニックス銘柄の取扱会員(第9条の届出を行って取扱会員となろうとする会員を含む。)は、 その総意によって、取扱会員を代表する会員(以下「代表取扱会員」という。)を定めることができる。
- 2 前項の規定により代表取扱会員を定めた場合は、すべての取扱会員が連名で、遅滞なく、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、すべての取扱会員となろうとする会員が連名で、第9条の届出と同時に、届け出なければならない。
- 3 代表取扱会員(代表取扱会員となる予定の会員を含む。以下この項において同じ。)を変更した場合又は代表取扱会員をなくした場合は、遅滞なく、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。

(フェニックス銘柄の指定条件)

- 第 6 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。)がフェニックス銘柄として第 9条の届出を行おうとする有価証券及びその発行会社は、次に掲げるすべての条件を満たしていなければならない。
 - 1 発行会社が株主名簿管理人に事務を委託していること(当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。)。
 - 2 本協会が第9条の指定を行う日までに、発行会社が当該有価証券の譲渡につき制限を行っていないこと。
 - 3 発行会社が反社会的勢力でないこと、当該発行会社が反社会的勢力との関係を有していないこと及び当 該発行会社において反社会的勢力を排除する仕組みが構築されていること。
 - 4 当該銘柄の発行会社に開示体制の不備又は公益若しくは投資者保護のため金融商品取引所が上場廃止を 適当と認めたこと(以下「開示体制の不備等」という。)により上場廃止となった場合において、開示体制 の不備等が改善、整備及び解消されていること。
 - 5 当該銘柄の発行会社が法律の規定に基づく破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至ったことにより金融商品取引所により上場廃止とされた場合において、当該手続等が完了していること。
 - 6 当該銘柄について指定振替機関に対し振替法第13条第1項に規定する同意のほか、当該指定振替機関が 定める事項について約諾を行っていること又は本協会がフェニックス銘柄として指定するまでの間に当該 約諾を行う見込みのあること。
- 2 フェニックス銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券が新株予約権付社債券である場合については、当該新株予約権付社債券の発行会社が発行する株券について同時に当該届出を行わなければならない。 ただし、既に当該発行会社が発行する株券がフェニックス銘柄として指定されている場合を除く。

第7条削除

(同意書等の徴求)

- 第 8 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。)は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の適時適切な開示及び本協会が行う事情聴取等に積極的に協力する旨等を記載した発行会社の同意書を添えなければならない。
- 2 取扱会員になろうとする会員は、発行会社より反社会的勢力でない旨及び反社会的勢力との関係を有して いない旨所定の様式により記載した書面にて確認し、その写しを本協会に提出しなければならない。
- 3 取扱会員となろうとする会員は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の開示等に関して本協会と連絡を行うに当たっての発行会社における責任者及び担当者について所定の様式により記載した書面を添えなければならない。なお、当該責任者及び担当者について変更が生じた場合は、所定の様式により記載した書面を改めて本協会に提出しなければならない。

(届出及び指定)

- 第 9 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。)は、店頭取扱有価証券(既にフェニックス銘柄として指定されているものを除く。)の気配を提示し投資勧誘を行おうとする場合は、当該気配の提示を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。
- 2 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、フェニックス銘柄であることを明示する とともに、気配更新及び売買報告について、日次公表(毎営業日に更新及び報告する)又は週次公表(週1 回以上更新及び報告する)のいずれとするかを明示しなければならない。
- 3 第1項の届出を行うに際しては、会社内容説明書又は有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書(以下「会社内容説明書等」という。)その他本協会が必要と認める書類を併せて本協会に提出しなければならない。
- 4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がない場合には、あらかじめ公表した上で、当該店頭 取扱有価証券をフェニックス銘柄として指定するとともに、当該届出を行った会員を取扱会員(代表取扱会 員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において取扱会員となろうとする会員とされた会 員を取扱会員)として指定する。
- 5 前項の指定は、本協会が、当該フェニックス銘柄について、法令及び本協会の規則で定める条件を満たしていることを認定し、当該銘柄の会社内容説明書等が真実かつ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、又は当該銘柄の価値を保証若しくは承認するものではない。

(新たな取扱会員の届出)

- 第 10 条 既にフェニックス銘柄として指定されている銘柄の新たな取扱会員となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の5営業日前までに、すべての既存の取扱会員との連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、既存の取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、新たな取扱会員となろうとする会員と当該代表取扱会員との連名をもって届出を行うこととする。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の既存の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある既存の取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。
- 2 本協会は、前項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員 を当該フェニックス銘柄の新たな取扱会員として指定する。

(準取扱会員)

第 11 条 フェニックス銘柄の準取扱会員となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の5営業日前まで に、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。

- 2 本協会は、前項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員 を当該フェニックス銘柄の準取扱会員として指定する。
- 第 12 条 削除
- 第 13 条 削除

第 3 章 会社情報の開示

(発行会社に対する会社情報の開示の指導)

第 14 条 フェニックス銘柄の取扱会員は、当該銘柄の発行会社に対し、会社内容説明書等の作成及びこの章 に定める報告について、責任を持って指導しなければならない。なお、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は当該代表取扱会員が指導を行い、当該指導に対してすべての取扱会員が連帯して責任を負わなければならない。

(会社内容説明書等の提出及び縦覧)

- 第 15 条 フェニックス銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。次項から第7項までにおいて同じ。)は、当該フェニックス銘柄の発行会社が決算期毎に作成する会社内容説明書又は有価証券報告書を、当該決算期終了後3か月以内に本協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に提出できないものとして、有価証券報告書については金商法第24条第1項本文に規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合、会社内容説明書については本協会の承認を受けた場合には、内閣総理大臣等又は本協会の承認を受けた期間内にそれぞれ提出しなければならない。
- 2 取扱会員は、前項に規定する本協会の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した 書面を本協会に提出しなければならない。
 - 1 当該会社内容説明書の提出に関して当該承認を受けようとする期間
 - 2 当該会社内容説明書に係る事業年度終了の日
 - 3 当該会社内容説明書の提出に関して当該承認を必要とする理由
 - 4 第4項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直 ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法
- 3 前項に規定する書面には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 1 定款
 - 2 前項第3号に規定する理由を証する書面
- 4 本協会は、第2項の承認の申請があった場合において、当該取扱会員が、やむを得ない理由により会社内容説明書をその事業年度経過後3か月以内(当該事業年度に係る会社内容説明書の提出に関して第1項の本協会による承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内)に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する事業年度(その日が事業年度開始後3か月以内の日である場合には、その直前事業年度)から当該申請に係る第2項第3号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る会社内容説明書について、承認をするものとする。
- 5 前項の規定による承認に係る第2項第3号に規定する理由について消滅又は変更があった場合には、本協会は、前項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。
- 6 フェニックス銘柄の取扱会員は、フェニックス銘柄の発行会社が金商法第24条の5第1項の規定に基づき 半期報告書を提出した場合は、当該半期報告書の写しを、同項に規定する期間内に、本協会に提出しなけれ ばならない。
- 7 フェニックス銘柄の取扱会員は、フェニックス銘柄の発行会社が金商法第24条の5第4項の規定に基づき

臨時報告書を提出した場合は、当該臨時報告書の写しを、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。

- 8 取扱会員等は、直近の会社内容説明書等をフェニックス銘柄の投資勧誘を行う取扱部店(当該会員が金融 商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。以下「取扱部店」という。)に備え 置き、顧客の縦覧に供しなければならない。
- 9 本協会は、第9条第3項又はこの条第1項の規定により提出された会社内容説明書等を、その受理の日から5年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供する。

(会社情報の本協会への報告)

- 第 16 条 フェニックス銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この項及び第 3 項から第 5 項までにおいて同じ。)は、当該フェニックス銘柄の発行会社が「フェニックス銘柄の発行会社における会社情報の本協会への報告に関する細則」(以下「会社情報報告細則」という。)に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。なお、当該報告を当該発行会社が当該取扱会員に代わって行うことを妨げない。
- 2 前項の報告は、TDnet (本協会及び国内の金融商品取引所が運営、利用する適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。)を利用して行うものとする。
- **3** 前項の場合において、フェニックス銘柄の取扱会員又は発行会社は、当該報告に係る資料をTDnetに より本協会に送信するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、フェニックス銘柄の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の「会社情報の公開 に関する通知書」及び当該報告に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の本協会への提出をもって同項 に規定するTDnetによる報告資料の送信に代えることができる。
- 5 フェニックス銘柄の取扱会員又は発行会社は、本協会が適当と認める場合には、公開通知書等のファクシ ミリによる送信をもって前項の規定による公開通知書等の提出に代えることができる。
- 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、第1項の規定に基づく会社情報の報告は、TDnetの稼働に 支障が生じた場合その他本協会が必要があると認める場合には、本協会がその都度定める方法により行うも のとする。
- 7 フェニックス銘柄の取扱会員等は、第1項の報告の内容のうち会社情報報告細則に定めるものを、その報告のあった日から取扱部店に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。
- 8 本協会は、第1項の報告の内容のうち会社情報報告細則に定めるものを、その報告のあった日から公衆の 縦覧に供する。

(本協会による照会等及びこれに対する対応)

- 第 17 条 本協会は、フェニックス銘柄の発行会社の会社情報に関して必要があると認める場合は、当該銘柄の取扱会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求(以下この条及び第33条において「照会等」という。)を行うことができる。
- 2 取扱会員は、前項の規定に基づきフェニックス銘柄の発行会社の会社情報に関し本協会が照会等を行った場合には、直ちに当該照会等の事項について正確に報告しなければならない。
- 3 本協会は、必要があると認める場合は、前項の規定に基づく報告の内容を公衆の縦覧に供する。
- 4 取扱会員は、前項の規定により本協会が公衆の縦覧に供した報告の内容を取扱部店に備え置き、顧客の縦 覧に供しなければならない。

(報告内容の変更又は訂正)

第 18 条 会社内容説明書等又は前 2 条の規定に基づき報告した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、取扱会員(会社内容説明書等又は第16条の規定に基づく報告の内容を変更又は訂正する場合で、

取扱会員が代表取扱会員を定めたときは、当該代表取扱会員。)は、直ちに当該変更又は訂正の内容を本協会に報告しなければならない。

- 2 取扱会員は、前項の報告の内容(前条第2項の規定に基づく報告の内容を変更又は訂正した場合は、同条 第4項の規定により当該取扱会員が当該報告の内容を公衆の縦覧に供したものに限る。)を、変更又は訂正の 前の内容とともに取扱部店に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。
- 3 本協会は、第1項の報告の内容(前条第2項の規定に基づく報告の内容を変更又は訂正した場合は、同条 第3項の規定により本協会が当該報告の内容を公衆の縦覧に供したものに限る。)を、変更又は訂正の前の内 容とともに公衆の縦覧に供する。

(第三者割当増資等に係る本協会への書面の提出)

第 18 条の2 フェニックス銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。) は、当該フェニックス銘柄の発行会社が第三者割当による会社法第199条第1項に規定する募集株式及び会社 法第238条第1項に規定する募集新株予約権の割当てを行う場合、発行会社より、割当てを受ける者(フェニックス銘柄の発行会社又は協会員を除く。)が反社会的勢力でない旨及び反社会的勢力との関係を有していない旨所定の様式により記載した書面にて確認し、その写しを本協会に提出しなければならない。

第4章 投資勧誘

(取引についての顧客への説明)

- 第 19 条 協会員は、フェニックス銘柄の取引を行う顧客(特定投資家(金商法第 2 条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の 3 第 4 項(同法第34条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)を除く。以下この条及び第22条において同じ。)に対し、金商法第37条の 3 第 1 項 各号に掲げる事項に併せてフェニックス銘柄の性格、取引の仕組み、当該協会員におけるフェニックス銘柄の取引方法、フェニックス銘柄に関する情報の周知方法、フェニックス銘柄への投資に当たってのリスク等について記載した契約締結前交付書面(同項に規定する書面をいう。)を同条に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならない。
- 2 協会員は、フェニックス銘柄の取引(売付けを除く。)を初めて行う顧客から、当該顧客の判断と責任においてフェニックス銘柄の取引を行う旨の確認を得るため、所定の様式のフェニックス銘柄の取引に関する確認書を徴求しなければならない。

(投資勧誘)

- 第 20 条 取扱会員等以外の協会員は、顧客の計算によるフェニックス銘柄の売付けに係るものを除き、フェニックス銘柄の投資勧誘を行ってはならない。
- 2 協会員は、フェニックス銘柄の投資勧誘(次条の規定による場合を除く。)を行うに際しては、顧客(適格機関投資家を除く。)に対し、直近の会社内容説明書等及び当該直近の会社内容説明書等(臨時報告書を除く。)の記載日以降に前章の規定により報告した内容(当該直近の会社内容説明書等に記載されているものを除く。)を記した書面を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。
- 3 協会員は、フェニックス銘柄の投資勧誘を行うに当たって顧客から取引価格の算定方法等について説明を 求められた場合には、第35条の規定に基づき公表されるフェニックス銘柄の気配又は売買価格などを用いる などして説明しなければならない。

(募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘)

第 21 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法第13条及び第

15条第2項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならないフェニックス銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、 当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。

2 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法第13条及び第15条第 2項の規定による目論見書の作成及び交付を要しないフェニックス銘柄の募集、売出し、私募若しくは私売 出し(金商法第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し若しくは私売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)を行う に際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は店頭有価証券規則第5条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該フェニックス銘柄の証券情報を企業内容等の開示に関する内閣府令に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書(前章の報告の内容を記した書面がある場合は、当該書面を含む。以下この項において同じ。)を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘においては、この限りでない。

(フェニックス銘柄であることの明示)

第 22 条 協会員は、顧客からフェニックス銘柄の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券がフェニックス銘柄であることを明示しなければならない。

第5章 売 買

(顧客からの確認事項等)

- 第 23 条 会員は、顧客からフェニックス銘柄の注文を受ける場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を 当該顧客に確認しなければならない。
 - 1 氏名又は名称
 - 2 住所又は事務所の所在地
 - 3 特に通信を受ける場所を定めたときは、その場所
 - 4 代理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに代理人の権限の範囲
- **2** 会員は、顧客からフェニックス銘柄の注文を受ける場合には、その都度、次に掲げる事項について指示を 受けなければならない。
 - 1 銘柄
 - 2 自己又は委託の別
 - 3 売付け又は買付けの区別
 - 4 数量
 - 5 価格
 - 6 受渡しについての指示事項
 - 7 委託注文の場合は、その注文有効期間

(売買及び受渡し)

- 第 24 条 フェニックス銘柄の店頭取引は、委託の媒介、取次ぎ若しくは代理又は仕切りの形式により、会員間又は会員と顧客との間の相対売買により行わなければならない。
- 2 フェニックス銘柄の店頭取引(委託の媒介を除く。以下この条において同じ。)の受渡しは、個別受渡しとし、売買約定日から起算して4日目(休業日を除いて日数計算を行うものとする。以下この条における日数計算について同じ。)の日に行わなければならない。ただし、売方会員が買方会員の承認を受けたものについては、売買約定の日から起算して4日目の日前に、又は7日目の日までに、その受渡しを行うことができる。

- 3 前項の受渡しは、振替法第13条第1項に規定する株券又は新株予約権付社債券を発行した者の同意を得て、 指定振替機関が取り扱う株券及び転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権 の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)(次項 において「指定振替機関取扱転換社債型新株予約権付社債券」という。)にあっては、指定振替機関が開設す る口座での口座振替により行わなければならない。
- 4 指定振替機関取扱転換社債型新株予約権付社債券について、当該指定振替機関取扱転換社債型新株予約権 付社債券の利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利 子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前の日の店頭取引の受渡しは、第2項の規定にかかわらず、売買 約定日から起算して5日目の日に行わなければならない。
- 5 第2項に規定する受渡日に受渡しが完了しない場合は、売方会員は、当該受渡日の翌日から受渡しを完了する日までの間について、売買代金100円につき1日6銭の受渡遅延料を買方会員に支払わなければならない。ただし、天災地変その他自己の責に帰すべからざる事由により受渡しが遅延した場合には、この限りでない。
- 6 第2項に規定する受渡日の翌日から起算して5日目の日を経過した後においてもその受渡しが完了しない 場合は、買方会員は、直ちにその旨を本協会に報告しなければならない。
- 7 本協会は、前項の報告に基づき受渡遅延についての調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(自己売買)

第 25 条 会員は、フェニックス銘柄について自己の計算による売買を行う場合においては、公正な価格形成 及び経営の健全性を損なうことのないよう留意するものとする。

(共同計算の取引)

第26条 会員は、他の会員又は顧客と共同計算による店頭取引を行ってはならない。

(不正な手段を用いた店頭取引の禁止)

第27条 会員は、仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。

(過当の取引)

第 28 条 会員は、フェニックス銘柄については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該フェニックス銘柄の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。

(買あおり又は売崩し)

第 29 条 会員は、フェニックス銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。

(成行注文の受託及び信用取引の禁止)

- 第30条 協会員は、フェニックス銘柄については成行注文を受けてはならない。
- **2** 協会員は、フェニックス銘柄については信用取引(協会員が信用の供与を受けて行う売買を含む。)を行ってはならない。

第6章 売買管理

(取引時間帯)

第 31 条 会員がフェニックス銘柄の店頭取引を行うことができる時間は、午前 9 時00分から午後 3 時00分まで (休業日を除く。) とする。

(不正取引行為の禁止等)

- 第 32 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、フェニックス銘柄の店頭取引を行うにあたっては、当該店頭取引が金商法その他関係法令及びこの規則の規定に反しないものであることを確認しなければならない。
- 2 取扱会員等は、前項の確認のために必要な社内規則及び売買管理体制を整備しなければならない。
- 第33条 本協会は、次の各号に定めるフェニックス銘柄の売買について審査を行うものとする。
 - 1 値段又は取引高の変動の状況が不自然な銘柄の取引
 - 2 フェニックス銘柄の発行会社に係る金商法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実及びフェニックス銘柄に係る金商法第167条第3項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)が 公表された銘柄の売買等
 - 3 その他本協会が審査の必要があると認めたフェニックス銘柄の売買
- **2** 前項各号に掲げるフェニックス銘柄の売買の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち、必要なものについて行う。
 - 1 値段及び取引高の変動の状況
 - 2 協会員による売付け又は買付けの状況
 - 3 委託者に関する事項及び当該委託者による売付け又は買付けの委託の状況
 - 4 重要事実等の内容及びその公表に関する事項
- **3** 本協会は、フェニックス銘柄の店頭取引に関して必要があると認める場合は、協会員に対し、照会等を行うことができる。
- 4 協会員は、前項の規定に基づきフェニックス銘柄の店頭取引に関し本協会が照会等を行った場合には、直 ちに当該照会等の事項について正確に報告しなければならない。
- 5 取扱会員等は、前項の照会等への対応を主に担当するフェニックス銘柄担当責任者及びフェニックス銘柄 担当者を定めるとともに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。なお、当該責任者及び担 当者について変更が生じた場合は、所定の様式により、改めて本協会に届け出なければならない。

(売買の停止)

- 第 34 条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、フェニックス銘 柄の店頭取引を停止することができる。
 - 1 転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、本協会が必要があると認める場合 原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日 の4日前の日)から当選番号発表日まで。
 - 2 フェニックス銘柄又はその発行会社に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

フェニックス銘柄又はその発行会社に関し、会社情報報告細則により報告が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本協会が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本協会が確認した後15分を経過した時(フェニックス銘柄としての指定を取り消す事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本協会が指定取消しの決定に関する発表を行った後15分を経過した時)まで。ただし、当該銘柄のフェニックス銘柄としての指定を取り消すこととした場合その他本協会が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。

3 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続 して行わせることが適当でないと認める場合

本協会がその都度必要と認める期間

2 会員は、本協会が前項の規定によりフェニックス銘柄の店頭取引を停止している間は、当該フェニックス 銘柄の店頭取引を行ってはならない。

第 7 章 気配提示・報告及び売買報告

(気配の提示、報告及び公表等)

- 第35条 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定されているフェニックス銘柄の店頭取引を行う際の売買価格の参考となる売り気配又は買い気配(以下「気配」という。)を、取扱部店の店頭等において、日次公表と明示した銘柄については毎営業日、週次公表と明示した銘柄については週1回以上の頻度で、継続的に提示しなければならない。ただし、会社買収等本協会が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 取扱会員等が取扱部店以外でフェニックス銘柄の気配を提示する場合は、当該気配と併せて会員名及び取扱部店名並びに当該気配の提示日を明示しなければならない。
- 3 取扱会員等は、第1項の規定により提示した直近の気配を、日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後5時00分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。
- 4 会員(取扱会員等を除く。第6項において同じ。)は、自己の計算において同時に多数の者に対しフェニックス銘柄の売付け又は買付けの申込みをした場合及びフェニックス銘柄の売買の受託等をした場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後5時00分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。
- 5 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定を受けているフェニックス銘柄の店頭取引の内容について、日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後5時00分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。
- 6 会員は、フェニックス銘柄の店頭取引を行った場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後5時00分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。
- 7 本協会は、第3項から前項までの規定により会員から報告されたフェニックス銘柄の気配及び売買の内容 について公表する。

第8章 指定の取消し

(取扱会員としての指定の取消し)

- 第36条 取扱会員等としての指定の取消しを希望する取扱会員等は、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合ですべての取扱会員が同時に当該指定の取消しを希望するときは、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行うことができる。
- 2 フェニックス銘柄の募集等の取扱い等を行った取扱会員は、当該募集等に係る払込日又は受渡日以後 6 か 月を経過する日までの間は、前項の届出を行うことができない。ただし、本協会が特に認めた場合は、この 限りでない。

- 3 第1項の届出は、指定の取消しを希望する日の前月の応当する日(応当する日がない場合には、その月の 末日)の前日までに行わなければならない。ただし、本協会が特に認めた場合はこの限りでない。
- 4 前項の場合において、指定取消しに係る届出がなされた時点において当該銘柄の取扱会員等となっていた 当該取扱会員等は、本協会が第34条に規定する売買停止措置を講じた場合を除き、当該銘柄について、指定 取消日前日までの間、原則として、継続して店頭取引を行わなければならない。
- 5 フェニックス銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第1項の届出によらずに、当該銘 柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。
 - 1 取引所金融商品市場への上場 フェニックス銘柄が取引所金融商品市場に上場されることとなった場合
 - 2 破産手続、再生手続又は更生手続

フェニックス銘柄の発行会社が法律の規定に基づく破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

3 銀行取引の停止

フェニックス銘柄の発行会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

4 営業活動の停止

フェニックス銘柄の発行会社が営業活動若しくは事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

5 会社内容説明書等の提出遅延

フェニックス銘柄の発行会社が第15条第1項及び第6項に規定する期間の経過後1か月以内に会社内容 説明書等(臨時報告書を除く。)を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を 金商法第24条第1項若しくは第24条の5第1項に規定する期間の経過後1か月以内に内閣総理大臣に提出 しなかった場合

6 虚偽記載(有価証券報告書提出会社においては、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、金商法第10条(金商法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。)又は第23条の10に係る訂正命令をいう。)若しくは課徴金納付命令(金商法第172条の2第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)又は金商法第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令をいう。)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により金商法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又は有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参考書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書に係る訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要と認めるものである場合をいうものとし、会社内容説明書提出会社においては、フェニックス銘柄の発行会社が会社内容説明書を訂正した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要であると認めるものである場合をいうものとする。)又は不適正意見等

次のイ又は口に該当する場合

- イ フェニックス銘柄の発行会社が会社内容説明書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると 本協会が認めた場合
- ロ 公認会計士又は監査法人による総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書又は中間監査報告書が、フェニックス銘柄の発行会社が会社内容説明書等に記載する財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸 表又は中間連結財務諸表に添付されていないこと。

7 会社情報の不適切な報告

取扱会員が、フェニックス銘柄の発行会社についての第16条第1項、第17条第2項及び第18条第1項に 規定する会社情報の報告を適時適切に行わず、かつ、その影響が重大であると本協会が認めた場合

8 株主名簿管理人への株式事務の委託

フェニックス銘柄の発行会社が株式事務を株主名簿管理人に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

9 譲渡制限

フェニックス銘柄の発行会社が当該銘柄の譲渡につき制限を行うこととした場合

10 全部取得

フェニックス銘柄の発行会社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

- 10の2 株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。)による取得 特別支配株主(会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。)がフェニックス銘柄の発行会社 の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- 11 完全子会社化

フェニックス銘柄の発行会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

12 指定振替機関を通じた振替件数の減少

フェニックス銘柄に指定後、指定振替機関における年間振替件数が、連続する暦年2年間(フェニックス銘柄に指定された年を除く。)において、それぞれ10件未満となった場合

13 フェニックス銘柄の発行会社が反社会的勢力である事実、又は発行会社が反社会的勢力と関係を有しているものとして次に掲げる関係を有している事実が判明した場合

イ 次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかが反社会的勢力である関係

- (1) フェニックス銘柄の発行会社の親会社等(親会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。以下この号において同じ。)
- (2) フェニックス銘柄の発行会社の子会社
- (3) フェニックス銘柄の発行会社の役員(取締役、会計参与(会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。)、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。)をいう。)
- ロ イのほか反社会的勢力がフェニックス銘柄の発行会社の経営に関与している関係
- 14 その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本協会が当該銘柄のフェニックス銘柄としての指定を取り 消すことが適当であると判断した場合

- 6 本協会は、法令及び本協会の規則に違反する等の事由により特に必要であると認める場合は、第1項の届 出によらずに、取扱会員又は準取扱会員としての指定を取り消す又は期間を定めて指定を停止することがで きる。
- 7 本協会は、第1項の届出を受けた場合は当該届出を行った取扱会員等が希望する日に、前2項の場合は本協会が必要と認める日に、取扱会員又は準取扱会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとする。 この場合、本協会は、当該指定の取消し又は停止を行う前に、あらかじめ、その旨を公表する。
- 8 会員は、前項の規定により取扱会員又は準取扱会員としての指定を取り消された後においても、引き続き、 取扱会員又は準取扱会員であった時に起因する義務及び責任を負わなければならない。

(フェニックス銘柄としての指定の取消し)

第 37 条 本協会は、取扱会員が皆無となったフェニックス銘柄について、フェニックス銘柄としての指定を

取り消す。

- 2 前項の規定によりフェニックス銘柄としての指定を取り消す際に、なお準取扱会員として指定している会員がある場合は、本協会は、当該取消しと同時に、すべての準取扱会員としての指定を取り消す。
- 3 前2項の場合、本協会は、最後の取扱会員等についての前条第7項の公表と同時に、その旨を公表する。

第 9 章 適格機関投資家限定勧誘の特例

(適格機関投資家限定勧誘の特例)

- 第 38 条 フェニックス銘柄の募集等において、会員(当該銘柄の取扱会員等を除く。以下この条において同じ。)及び当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したフェニックス銘柄に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には前7章の規定を適用しない。
- 2 店頭有価証券規則第4条第2項及び第3項の規定は、前項の譲渡制限について準用する。この場合において、「店頭有価証券」とあるのは「フェニックス銘柄」と読み替えるものとする。
- **3** 第1項の投資勧誘を行おうとする会員は、当該投資勧誘を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。

第 10 章 雑 則

(顧客への配分)

第 39 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、フェニックス銘柄の 募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配 分に関する規則」に基づき適正に行わなければならない。

(電磁的方法による徴求)

第 40 条 協会員は、第19条第2項に規定するフェニックス銘柄の取引に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。

(金融商品仲介業者に対する指導及び監督)

第 41 条 会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第16条第7項、第17条第4項、第18条第2項、第20条、第21条、第34条第2項並びに第38条第1項及び第2項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。

(制度負担金)

- 第 42 条 取扱会員等は、本協会が別に定めるところにより、制度負担金を本協会に納入しなければならない。 ただし、必要に応じ、フェニックス銘柄の発行会社が納入することを妨げない。
- 2 前項ただし書の場合において、取扱会員(代表取扱会員を定めている場合においては、当該代表取扱会員) は、フェニックス銘柄の発行会社に対し、制度負担金を納入するよう責任を持って指導しなければならない。 (反社会的勢力の排除の仕組みに係る指導)
- 第 43 条 フェニックス銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。)は、 当該フェニックス銘柄の発行会社が定める反社会的勢力を排除する仕組みについて、当該発行会社に対し適 切に指導しなければならない。

付 則 (平13. 1.17)

この規則は、平成13年2月1日から施行する。

付 則 (平13. 8.31)

この改正は、平成13年9月1日から施行する。

(注) 改正条項は次のとおりである。

第16条第4項を新設。

付 則 (平14. 1.25)

この改正は、平成14年2月1日から施行する。

- (注) 改正条項は次のとおりである。
 - (1) 第14条第1項を改正し、第3項を新設。
 - (2) 第15条第1項第1号を改正し、第2号を改正して第3号に繰り下げ、第2号を新設。

付 則 (平14. 3.26)

- 1 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。) 附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債及び新株引受権付社債は、新株予約権 及び新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条/13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。
 - (注) 改正条項は次のとおりである。
 - (1) 第2条第1号を改正。
 - (2) 第14条第1項を改正。

付 則 (平15. 3.26)

- 1 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行前において、改正前の第18条第1項の規定による気配公表銘柄としての届出があった店 頭取扱有価証券(当該届出を行ったすべての会員から同条第6項の届出があったものを除く。)は、この改正 の施行日をもって、改正後の第24条第4項の規定により本協会がグリーンシート銘柄として指定したものと みなす。この場合において、投資証券及び優先出資証券については、従前の銘柄区分にかかわらず、投信・ SPCに区分するグリーンシート銘柄として、その他の店頭取扱有価証券については従前と同じ銘柄区分の グリーンシート銘柄として、それぞれ指定したものとみなす。
- 3 この改正規定施行前において、改正前の第18条第1項の規定による気配公表銘柄としての届出を行った会員(当該銘柄について同条第6項の届出を行った会員を除く。)は、この改正の施行日をもって、改正後の第24条第4項の規定により本協会が当該銘柄の取扱会員として指定したものとみなす。
- 4 改正後の第23条から第28条までの規定は、この改正の施行の日以降に行われる届出について適用する。
- 5 改正後の第30条第1項の規定は、この改正の施行の日以降に提出される会社内容説明書等について適用する。
 - (注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第3号を改正し、第4号及び第5号を新設。
- (2) 旧第3条、旧第4条、旧第9条から旧第13条並びに旧第14条第1項第1号、第2項及び第3項を改正し、旧第3条から旧第13条を第4条から第14条に、旧第14条を第16条に繰り下げ。
- (3) 第3章表題を改正。
- (4) 旧第15条第1項第1号ロ及び第2号ハを改正し旧第15条第1項を第17条に改め、旧第15条第2項を改正し第35条に改め、旧第15条第3項を改正し第26条第3項に改め、旧第15条第4項から第6項を改正し第30条第1項から第3項に改め、旧第15条第7項及び第8項を改正し第31条第1項及び第6項に改める。
- (5) 旧第16条第1項、第2項及び第3項を改正し第20条第1項、第2項及び第4項に改め、旧第16条第4項を改正 し第44条に改める。
- (6) 旧第17条第1項及び第3項を改正し第40条第1項及び第2項に改め、旧第17条第2項を改正し第41条第2項に 改める。
- (7) 旧第18条第1項、第2項及び第3項を改正し第26条第1項、第2項及び第4項に改め、旧第18条第4項及び第 5項を改正し第40条第3項及び第6項に改め、旧第18条第6項を改正し第41条第1項に改め、旧第18条第7項を 改正し、第28条第1項に改める。
- (8) 旧第19条を改正し、第25条に改める。
- (9) 旧第20条第1項を改正し第40条第4項に改め、旧第20条第2項を削る。
- (II) 第3条、第5条第2項から第13項、第15条、第18条、第19条、第20条第3項、第21条から第24条、第26条第5項、第27条、第28条第2項、第29条、第31条第2項から第5項及び第7項、第32条から第34条、第36条から第39条、第40条第5項、第41条第3項から第6項、第42条、第43条並びに第45条を新設。
- (11) 第4章を新設し、同章内に第1節から第7節を新設。
- (12) 第5章を新設。

付 則 (平15. 7.30)

この改正は、平成15年8月1日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 第12条を改正。
 - (2) 第15条第1項を改正し、旧第2項を改正して第4項に繰り下げ、第2項及び第3項を新設。
 - (3) 第17条第3号を改正。
 - (4) 第18条見出し及び第1項を改正し、旧第2項を改正して第3項に繰り下げ、第2項を新設。
 - (5) 第20条見出しを改正。
 - (6) 第37条の2を新設。
 - (7) 第43条第1項を改正し、旧第2項を改正して第3項に繰り下げ、第2項を新設。
 - (8) 第44条を改正。

付 則 (平16. 1.15)

この改正は、平成16年1月20日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 第21条を改正し、同条第1号から第4号を新設。
 - (2) 第24条第1項を改正し、同項第1号から第6号を新設し、同条第3項を改正し、同条第4項を新設。
 - (3) 第26条第4項を改正。
 - (4) 第31条第5項を改正。

付 則 (平16. 3.17)

1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第17条第1号の規定は、平成15年4月1日以降に開始する事業年度に係る会社内容説明書から適 用する。
 - (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 第2条第4号及び第5号を改正。
 - (2) 第14条を改正。
 - (3) 第16条第1項第2号を改正。
 - (4) 第17条第1号を改正。
 - (5) 第20条第4項を改正。
 - (6) 第30条第2項を改正。
 - (7) 第46条を新設。

付 則 (平16.10.19)

- この改正は、本協会が別に定める日から施行する。
 - (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 第2条柱書及び第1号を改正。
 - (2) 第4条を改正。
 - (3) 第5条第1項及び第2項を改正。
 - (4) 旧第6条から旧第9条までを第7条から第10条までに繰り下げ、第6条を新設。
 - (5) 旧第10条を第11条第2項とし、旧第11条を第11条第3項とし、第11条第1項を新設。
 - (6) 第13条第2項を新設。
 - (7) 第16条第1項柱書を改正。
 - (8) 第31条第1項、旧第5項及び旧第6項を改正し、旧第2項から旧第4項までを削り、旧第5項を第2項とし、 旧第6項を第3項とする。
 - (9) 第46条を改正。
 - (10) 「本協会が別に定める日」は平成16年12月13日。

付 則 (平16.11.26)

- この改正は、平成16年12月1日から施行する。
 - (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 第2条第4号及び第5号を改正。
 - (2) 第3条、第10条、第11条、第14条を改正。
 - (3) 第15条第1項、第2項第3号、第3項及び第4項を改正。
 - (4) 第16条第1項第2号及び第2項柱書を改正。
 - (5) 第17条柱書を改正。
 - (6) 第18条第1項及び第3項を改正。
 - (7) 第19条及び第20条を改正。
 - (8) 第30条第2項を改正。
 - (9) 第34条から第37条の2まで及び第39条を改正。
 - (10) 第43条第1項を改正。
 - (11) 第44条及び第45条を改正。

付 則 (平17. 3.15)

1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行日において既にグリーンシート銘柄として指定している銘柄のうちその譲渡につき制限を 行っているものについて、平成18年4月1日においてもなお当該制限が継続している場合は、同日において 改正後の第35条第4項第9号に該当するものとして同項の規定を適用する。
- 3 この規則の施行日において既にグリーンシート銘柄として指定している銘柄の取扱会員は、平成17年4月 30日までに、改正後の第8条第1項に規定する発行会社の同意書を本協会に提出しなければならない。
- 4 この規則の施行日において既にエマージングに区分してグリーンシート銘柄として指定している銘柄の取扱会員は、当該銘柄の発行会社の平成18年3月31日を含む事業年度について第13条第3項に規定する審査を行うとともに第4項及び第6項を適用し、当該事業年度の後2事業年度ごとにこれらの規定を適用する。
 - (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 表題及び第1条を改正。
 - (2) 第2条第1号から第3号を改正し、旧第4号及び旧第5号を改正し、第5号及び第6号に繰り下げ、第4条及び第7号を新設。
 - (3) 旧第3条を削り、第3条を新設。
 - (4) 旧第12条から旧第20条までを削る。
 - (5) 旧第4章表題及び旧第1節を改正し第2章に改める。
 - (6) 旧第21条及び旧第22条を改正し、第4条及び第5条に改め、旧第23条第1項第1号及び第2号を改正し第6条 第1項第1号及び第2号に改め、第3号を新設し、第2項から第4項を新設。旧第24条を改正し第7条に改め、 旧第25条を改正し第8条に改め、第2項を新設。旧第26条及び旧第27条を改正し第9条及び第10条に改める。
 - (7) 第11条を新設。
 - (8) 旧第28条を改正し第12条に改め、第3項を新設。
 - (9) 第13条を新設。
 - (10) 旧第4章第2節を第3章に改める。
 - (11) 旧第29条を改正し第14条に改める。
 - (12) 旧第30条第1項、第2項及び第3項を改正し第15条第1項、第4項及び第5項に改め、第2項及び第3項を新設。
 - (3) 旧第31条第1項、第2項及び第3項を改正し、第16条第1項、第7項及び第8項に改め、旧第7項を削り、第 2項から第6項までを新設。
 - (4) 旧第32条及び旧第33条を改正しそれぞれ第17条及び第18条に改める。
 - (15) 旧第4章第3節を第4章に改める。
 - |16| 旧第34条、旧第35条、旧第36条及び旧第37条を改正しそれぞれ第19条から第22条までに改める。
 - (17) 旧第37条の2を削る。
 - (18) 第5章表題を新設。
 - (19) 旧第4条を改正し第23条に改め、旧第5条第1項から第3項までを改正し第24条第1項から第3項までに改め、旧第5項から旧第7項を削り、旧第8項から旧第13項までを第5項から第10項までに改める。旧第6条を改正し第25条に改める。
 - (20) 第7条及び旧第8条をそれぞれ第26条及び第27条に改める。
 - ② 旧第9条、旧第10条及び旧第11条を改正し第28条、第29条及び第30条に改める。
 - ② 旧第4章第4節を第6章に改める。
 - ② 旧第38条を改正し第31条に改める。
 - 四 旧第39条第1項を改正し第32条に改め、第2項から第5項までを新設。
 - ② 第33条を新設。
 - ② 旧第4章第5節を第7章に改める。
 - ② 旧第40条第1項、第2項、第3項を改正し第34条第1項、第2項、第3項に改め、旧第4項及び旧第6項を改正し第6項及び第8項に改め、旧第5項を削り、第4項、第5項及び第7項を新設。

- ② 旧第4章第6節を第8章に改める。
- ②) 旧第41条第1項、第2項及び第4項を改正し、第35条第1項、第2項、第4項に改め、旧第5項及び旧第6項を改正し第6項及び第7項に改め、第5項及び第6項を新設。
- 図 旧第42条第2項を改正し第36条第3項に改め、第2項を新設。
- ③1) 旧第4章第7節を第9章に改める。
- ② 旧第43条を改正し、第37条に改める。
- ③ 旧第5章を第10章に繰り下げる。
- 図 旧第44条から旧第46条までを改正し第38条から第40条までに改める。
- ③ 第41条を新設。

付 則 (平18. 3.14)

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 第6条第2項を改正。
 - (2) 旧第6条第3項及び第4項を第5号及び第6号に繰り下げ、第3項を新設。
 - (3) 第13条第1項、第3項及び第4項を改正。
 - (4) 第14条を改正。
 - (5) 第35条第3項を改正し、旧第35条第4項から旧第7項を第5項から第8項まで繰り下げ、第4項を新設し、新第35条第5項第2号及び第6号を改正。
 - (6) 第41条第1項を改正、第2項を新設。
 - (7) 別表を改正。

付 則 (平18. 4.18)

- 1 この改正は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 施行日前において、旧商法の規定により発行された新株引受権証書については、会社法の規定により発行 された新株予約権証券とみなす。
 - (注) 改正条項は次のとおりである。
 - (1) 第6条第1項第1号及び第5項第2号を改正。
 - (2) 第24条第3項、第4項及び第5項を改正。
 - (3) 第35条第5項第2号及び第8号を改正し、第10号及び第11号をそれぞれ第11号及び第12号に繰り下げ、第10号を新設。
 - (4) 第41条第2項を改正。

付 則 (平19. 9.18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

- (注) 1 本規則を「公正慣習規則」から「自主規制規則」に改める。
 - 2 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 第1条、第2条第1号、第4号、第5号、第6号及び第7号、第4条、第5条第1項、第6条第1項第1号、第2号、第3項、第4項第1号及び第5項、第7条第1項第3号から第5号、第8条第1項、第9条第2項及び第4項、第10条第3項、第11条第3項、第12条第1項、第13条第7項、第15条第2項から第5項、第16条第2項、第4項及び第8項、第17条第3項、第18条第3項、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条第1項、第27条、第30条第1項、第32条第1項を改正。
 - (2) 第33条を新設し、旧第32条第3項から第5項を第33条第3項から第5項に改める。

- (3) 旧第33条から旧第41条を第34条から第42条に繰り下げる。
- (4) 第35条第3項、第5項から第8項、第36条第2項から第4項、第5項第1号、第5号から第7項、第37条 第1項及び第2項、第38条第1項、第39条を改正。
- (5) 第40条第1項を削り、第2項を第1項に繰り上げ。
- (6) 第41条を改正。
- (7) 別表を改正。

付 則 (平20. 2.19)

- 1 この改正は、平成20年3月31日から施行する。
- 2 改正前の第4条第4号に規定するフェニックス区分に指定されているグリーンシート銘柄の取扱会員が、 この改正規定施行の日の10営業日前までに、改正前の第12条第1項に規定する届出を本協会に対して行った 場合には、同条第2項において準用する改正前の第7条の規定は適用しない。
- 3 この改正規定施行の際、改正前の第4条第4号に規定するフェニックス区分に指定されているグリーンシート銘柄について、いずれの会員からも前項の届出が行われなかった場合には、この改正規定施行の日をもって当該銘柄のグリーンシート銘柄での指定を取り消すとともに、改正後の第2条第6号に規定するフェニックス銘柄としての指定を行わないものとする。
 - (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 規則の名称を変更。
 - (2) 第1条、第2条第4号及び第5号を改正し、第6号を新設、旧第6号及び旧第7号を改正するとともに、1号 ずつ繰り下げ、第9号を新設。
 - (3) 第4条第1号から第3号を改正し、第4号を削る。
 - (4) 第5条第1項を改正。
 - (5) 第6条第1項第1号を改正、第3項を削り、第4項及び第5項を第3項及び第4項に繰り上げ、第5項及び第 6項を新設。
 - (6) 第9条第1項、第2項、第4項及び第5項、第10条第1項及び第3項、第11条第1項及び第3項、第12条、第 13条第1項、第3項及び第6項、第14条、第15条第1項から第4項、第16条第1項、第3項から第5項及び第7 項、第17条第1項及び第2項、第19条を改正。
 - (7) 第20条第1項を改正し第2項に繰り下げ、第1項及び第3項を新設。
 - (8) 第21条、第22条、第23条、第24条第1項から第5項及び第7項、第25条、第28条、第29条、第30条第1項及び 第2項、第31条、第32条第1項、第33条第1項第2号及び第3号、第2項本文、第3項から第5項、第34条第1 項第1号、第3号及び第2項、第35条第1項、第2項、第5項から第8項を改正。
 - (9) 第36条第2項、第5項第1号から第11号を改正し、旧第12号を新設、第12号を第13号に繰り下げる。
 - (10) 第37条第1項及び第2項、第38条第1項及び第2項、第39条、第40条、第42条を改正。

付 則 (平20.11.18)

この改正は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する 法律(平成16年法律第88号)附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 第2条第9号、第6条第5項第3号、第24条第4項、第5項、第7項及び第36条第5項第12号を改正。
 - (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16 年法律第88号)附則第1条本文に規定する同法施行の日」は平成21年1月5日。

付 則 (平20.12.9)

この改正は、平成20年12月12日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。 第36条第5項第6号を改正。

付 則 (平21.11.10)

- 1 この改正は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 平成21年11月15日以前に行われたフェニックス銘柄の売買に係る受渡しについては、なお従前の例による。
 - (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 第24条第5項及び第6項を削る。
 - (2) 第34条第1項第1号を改正。

付 則 (平21.11.17)

この改正は、平成21年12月30日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。 第31条を改正。

付 則 (平22. 3.16)

- 1 この改正は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この改正の改正後の第21条第2項の規定は、施行日以後に開始する投資勧誘について適用し、施行日前に 開始した投資勧誘については、なお従前の例による。
 - (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 第19条第1項を改正。
 - (2) 第21条第2項を改正。
 - (3) 第42条第2項を改正。

付 則 (平22.10.19)

この改正は、平成22年11月1日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 第2条第10号を新設。
 - (2) 第6条第1項第1号及び第3号を改正し、第4号を新設。
 - (3) 第6条第5項第2号を新設し、旧第2号及び旧第3号を第3号及び第4号に繰り下げる。
 - (4) 第7条本文を改正し、第2号を新設、旧第2号から旧第6号までを各1号ずつ繰り下げる。
 - (5) 第8条第2項を新設し、旧第2項を第3項に繰り下げる。
 - (6) 第13条第1項及び第3項を改正。
 - (7) 第15条第1項を改正し、第2項から第5項を新設、旧第2項から旧第5項までを各1項ずつ繰り下げる。
 - (8) 第16条第4項を改正。
 - (9) 第17条第1項を改正。
 - (10) 第18条の2を新設。
 - (11) 第33条第1項第2号を改正。
 - (12) 第36条第5項第5号を改正し、第13号を新設、旧第13号を第14号に繰り下げ、改正。

(13) 第43条を新設。

付 則 (平23. 4.19)

この改正は、平成23年5月9日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。 第34条第3号を改正。

付 則 (平26.11.18)

この改正は、平成26年12月1日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 第2条第4号、第5号及び第7号を改正。
 - (2) 第3条を改正。
 - (3) 第4条第1号及び第3号を改正。
 - (4) 第6条第1項第1号、第3項各号列記以外の部分及び第4項第2号を改正。
 - (5) 第24条第3項を改正。

付 則 (平27. 4.21)

この改正は、平成27年5月1日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。 第36条第5項第10号の2を新設。

付 則 (平27. 5.19)

- 1 この改正は、平成27年5月29日から施行する。
- 2 平成30年3月31日をもってグリーンシート銘柄の制度が廃止となること及びその影響について、取扱会員は、発行会社及び投資者その他の関係者に対する十分な周知を行う等、混乱を生じさせないための実効的な対応を行わなければならない。
- 3 改正前の第15条第9項、第16条第8項、第17条第3項及び第18条第3項の規定に基づくグリーンシート銘 柄に係る公衆の縦覧は、これらの規定にかかわらず、平成30年3月31日をもって、終了することとする。
 - (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 第2条第4号及び第5号を改正。
 - (2) 第4条第1号から第3号までを改正。
 - (3) 第6条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号を改正し、同項第2号を削り、同項第3号及び第4号を1号ずつ繰り上げ、同条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を改正し、同項を同条第2項に繰り上げ、同条第4項第3号を改正し、同条第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。
 - (4) 第7条を削除。
 - (5) 第9条第1項から第5項までを改正。
 - (6) 第10条第1項から第3項までを改正。
 - (7) 第11条第1項から第3項までを改正。
 - (8) 第12条第2項を改正。
 - (9) 第13条第6項を改正。
 - (10) 第35条第1項及び第3項までを改正し、同条第4項を削り、同条第5項、第6項及び第8項を改正し、同条第 5項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。
 - (11) 第36条第5項第8号を改正。

- (12) 第37条第3項を改正。
- (13) 第41条を改正。

付 則 (平30. 1.30)

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行の日前にグリーンシート銘柄の取扱会員又は準取扱会員として指定されていた協会員に対する第36条第8項の規定の適用については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (注) 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 題名を改正。
 - (2) 第1条を改正。
 - (3) 第2条第4号を改正し、同条第5号を削り、同条第7号及び第8号を改正し、同条第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。
 - (4) 第3条を削除。
 - (5) 第4条を削除。
 - (6) 第5条第1項を改正。
 - (7) 第6条見出し、同条第1項各号列記以外の部分、同項第3号を改正し、同項第4号から第6号までを新設し、 同条第2項から第4項までを削り、同条第5項を同条第2項に繰り上げる。
 - (8) 第9条第1項を改正。
 - (9) 第10条第2項を削り、同条第3項を改正し、同条第3項を同条第2項に繰り上げる。
 - (10) 第11条第2項を削り、同条第3項を改正し、同条第3項を同条第2項に繰り上げる。
 - (11) 第12条を削除。
 - (12) 第13条を削除。
 - (13) 第14条を改正。
 - [14] 第15条第1項、同条第3項第1号、同条第4項及び同条第6項から第8項までを改正。
 - (5) 第16条第1項、同条第3項から第5項まで、同条第7項及び第8項を改正。
 - (16) 第17条第1項及び第2項を改正。
 - (17) 第18条の2を改正。
 - (18) 第19条第1項及び第2項を改正。
 - (19) 第20条第1項から第3項までを改正。
 - (20) 第21条第1項及び第2項を改正。
 - ② 第22条見出し及び同条を改正。
 - ② 第23条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項各号列記以外の部分を改正。
 - ②) 第24条第1項及び第2項を改正し、同条第3項を削り、同条第4項を改正し、同条第4項から第8項までを1 項ずつ繰り上げる。
 - 24) 第25条を改正。
 - ② 第28条を改正。
 - 26) 第29条を改正。
 - ② 第30条見出し、第1項及び第2項を改正し、同条第3項を削る。
 - ② 第31条を改正。
 - (29) 第32条第1項を改正。
 - (3) 第33条第1項各号列記以外の部分、同項第2号及び第3号、同条第2項各号列記以外の部分並びに同条第3項から第5項までを改正。
 - (31) 第34条第1項各号列記以外の部分を改正し、同項第1号を削り、同項第3号を改正し、同項第2号から第4号 までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を改正。

- ② 第35条第1項から第7項までを改正。
- (3) 第36条第2項、第5項各号列記以外の部分並びに同条第5項第1号から第11号まで、第13号及び第14号を改正。
- (34) 第37条見出し、第1項及び第2項を改正。
- (35) 第38条第1項及び第2項を改正。
- (36) 第39条を改正。
- ③7) 第40条を改正。
- (38) 第42条第1項及び第2項を改正。
- ③ 第43条を改正。
- (40) 別表を削る。